



消費生活センターでは、消費生活についての相談を受けるとともに、啓発・教育活動をおこない、暮らしに役立つ情報を提供しています。

消費生活相談

Q1.どんな人が相談できるの？

A.石狩市にお住まいの方、通勤・通学をしている方が対象です。

※事業者や個人事業主の方からの事業に関する相談はお受けしていません。

Q2.相談にはお金がかかるの？

A.ご相談は無料です。

※電話相談における通話料は相談者の負担です。

Q3.どんな場合に相談できるの？

A.商品やサービスの売買・契約に関するトラブルや、製品事故などでお悩みの際に、ご相談ください。専門の相談員が解決に向けた助言や情報提供を行い、必要に応じて事業者への交渉のお手伝い(あっせん)をしています。相談内容によっては他の適切な機関をご紹介します場合もあります。



～ご相談の前に～



- 原則として契約者ご本人が相談してください。病気などでご本人からの相談が難しい場合は、ご家族や介護・見守りしている方からの相談もお受けします。
- 相談に関する資料(契約書・見積書・パンフレット・名刺など)や、相談内容を簡潔にまとめたメモを手元に用意していただくと、スムーズに相談を進めることができます。



このような相談内容はお受けできません

- 事業者の信用性や、商品やサービスの評価(接客対応など)、金額の妥当性に関するもの
- ご近所などのトラブル(相隣関係)に関するもの
- 行政の対応に対する不満や要望(行政相談)に関するもの
- 職場での不当な解雇(労働問題)に関するもの
- 工場の汚水排出による環境事故(公害)に関するもの
- 公序良俗に反する内容に関するもの
- 政治または宗教に関わる内容に関するもの
- 事業者に対する調査や事業者への指導等の要望に関するもの
- 既に相談終了した案件と同じ内容のもの
- 既に別の機関に相談中のもの

啓発・教育活動

■研修会・出前講座

消費生活に関する身近な話題をテーマに、専門講師による研修会の開催や、消費生活相談員を派遣する出前講座を行っています。

- 消費生活研修会(5月:消費者大会、10月:みんくらWeek等)
- 市の『まちづくり出前講座』など

■受講料 **無料**

※会場の予約や設営などは申込者をお願いしています。

■出前講座の申込・問合せ

広聴・市民生活課 ☎0133-72-3191

少人数でもOK



■くらしの情報提供



消費生活に関する知識、講座やイベントの情報など、暮らしに役立つ情報をお知らせしています。



石狩市ホームページ
「消費生活センター」
のページ



石狩市ホームページ
「広報いしかり」
のページ



国民生活センターHP
「見守り情報」
のページ

■展示

市役所1階ロビーの消費生活センター前に、国民生活センター発行の『見守り情報』を掲示し、暮らしに役立つ冊子やチラシ、「訪問販売おことわりステッカー」を設置して、市民の皆様にご注意喚起しています。



こんなことで お困りではありませんか？



身に覚えのない
登録料の請求が
スマホに届いた！

お試しのつもりで
注文したら
定期購入だった…



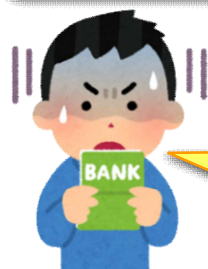
強引な勧誘に
迷惑している！



断り切れずに契約した
が、解約したい！



ローンやクレジットの
返済で困っている



困ったときは一人で悩まず
お早目にご相談ください。



ご相談は 電話または来所で

■電話相談 消費生活相談専用ダイヤル

☎0133-75-2282

受付時間：午前10時～午後4時（土日祝日・年末年始を除く）

土日祝日のご相談は消費者ホットライン^{いやや}**188**（局番不要）へ

■来所相談

〒061-3292

石狩市花川北6条1丁目30番地2 石狩市役所1階

受付時間：午前10時～午後4時（土日祝日・年末年始を除く）



石狩市消費生活センター
（石狩市役所1階）

正面玄関を入って右手、
黄緑色の旗が目印です。



【編集・発行】石狩市 環境市民部 消費生活センター
TEL:0133-72-3191 FAX:0133-72-3199

利用案内

石 狩 市 消費生活 センター

消費者トラブルの相談は
消費生活センターへ

